収入未済調定繰越手続の不備

対象受検機関	検出事項		是正を求める事項	措置の内容
八尾土木事務所	令和2年度において調定した歳入で、当該年度内に 収納済とならなかったものについて、翌年度の調定繰 越しの決裁手続が行われていなかった。			て翌年度の調定繰越しの決裁手続を行わなければならないことを認識していなかったことにある。 再発防止に向けて、担当者に対し収入未済調定の繰越手続にかかる事務処理について周知徹底を図り、今後は大阪府財務規則に基づいた適正な事務処理を行
	歳入名称 調定額		【大阪府財務規則】 (翌年度への調定繰越し)	
	道路橋りょう使用料	1, 200, 000円	第30条 歳入徴収者は、毎会計年度において調定した金額で、当該年度内に、収入済みとならなかったもの(不納欠損として整理したものを除く。)は翌年度の調定額に繰り越さなければならない。 【大阪府財務規則の運用】 第30条関係 1 毎会計年度において調定した金額で、出納閉鎖の日までに収納済とならなかったもの(不納欠損として整理したものを除く。)は、翌年度の調定額として繰り越さなければならない。なお、前年度から繰越しをした調定額で、出納閉鎖の日までに収納済とならなかったもの(不納欠損として整理したものを除く。)は、再度翌年度の調定額に繰り越し、その後逓次繰越しをするものとする。 2 調定繰越しは、システムにより繰越伺書(様式第12号の2)を作成することにより行うものとする。なお、システムにより作成される収入未済繰越一覧表(様式第12号)は、歳入徴収者が繰越伺書に添付して保管しなければならない。(以下略)	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月29日)